

## 改革工程表（金融庁関連部分）

分野名	改革の理念(考え方)
不良債権処理	以下の施策を緊急に講ずることにより、不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図る。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る。

	具体的政策の内容	関係府省
9月末までに措置	<p>企業再生円滑化の環境整備に向け、民間主導による検討の場である「私的整理に関するガイドライン研究会」が9月19日に「私的整理に関するガイドライン」を策定、公表した。</p> <p>(資金供給の円滑化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう要請する(特別保証の償還期限の取扱いを含む)。</li> <li>・公的資金による資本注入を受けた銀行については、経営健全化計画に沿って健全かつ責任ある経営と適切な貸出がなされるよう厳正なフォローアップを行う。</li> </ul> <p>(銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要行に対する検査を抜本的に強化し、これまで2年に一回程度実施してきた包括検査を年一回とするとともに、フォローアップ検査を半期毎に実施することにより、不良債権の的確な把握に努める。</li> <li>・要注意先の上場企業について十分な引当を確保するため、主要行に対し、市場のシグナルをタイムリーに反映した行内格付等を行うとともに、最近の貸倒、倒産等の趨勢も勘案することを要請する。</li> <li>・主要行に対し、四半期毎に経営情報を開示する体制をできる限り早期に整備することを求める。</li> </ul> <p>(オフバランス化にあたっての配慮)</p> <p>主要行の破綻懸念先以下の債権のオフバランス化に際し、以下の点に十分留意するよう改めて要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取り組む。</li> <li>・中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う。</li> <li>・債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配慮する。</li> </ul> <p>(RCC等による不良債権処理と企業再建)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RCCの信託方式による不良債権の引受けについては、8月31日に信託兼営が認可され、9月10日に営業を開始。また、不良債権の担保不動産の証券化を進め、9月末までに第1号案件の証券発行を行う。</li> <li>・RCCに対し、大企業はもちろん、中小企業の再建にも積極的に取り組むよう要請する。</li> <li>・日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。(ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式(債務の株式化により銀行等が取得したもの)等を買取り、再建計画の実現を図ることを目的とする。)</li> </ul>	<p>金融庁 関係府省</p> <p>金融庁 中小企業庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁 財務省</p> <p>金融庁 財務省 金融庁 財務省</p>
臨時国会で措置		
10月以降に措置( を除く)		
(1)14年3月までに措置		
通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正		
その他で措置	不良債権問題全体の改善状況について、オフサイト・モニタリング・システムを活用し、新たな指標等も参考にしつつ、新規発生状況を含め的確に把握するとともに、定期的にオフバランス化の進捗状況について厳格に点検する。	金融庁

	(銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理) ・市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を主要行の自己査定期間中に実施することにより、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保する。その際、オフサイト・モニタリング・システムを活用することにより、効果的な検査の実施を図る。また、外部監査人との共同作業により、次期決算期における的確な決算処理を確保する。	金融庁
	・上記の特別検査で破綻懸念先に区分されるに至った債務者については、速やかに、(i)私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定、(ii)民事再生法等の法的手続きによる会社再建、(iii)RCCなどへの債権売却等、のいずれかの措置を講ずることを求める。	金融庁
	(RCC等による不良債権処理と企業再建) ・預金保険機構・RCCは、不良債権の買取りについて、価格決定方式を弾力化の上、15年度末までに集中的に実施するとともに、企業再建に積極的に取り組む。	金融庁 財務省
	・RCCによる企業再建を円滑化するため、再建中の所要資金について日本政策投資銀行等の融資等の活用を図る。	金融庁 財務省
(2)14年度中に措置	・平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く)を提出する。	法務省 関係府省
(3)15年度以降に措置	・関係府省の協力を得ることにより、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目標に破産法、会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。	法務省 関係府省
備考		

(各分野に共通する注)

1. (1) (A)「14年度予算」欄については、今後の予算編成過程で変更となる場合がある。
2. の欄に「臨時国会」とあるのは、臨時国会が開会される場合である。

分野名	改革の理念(考え方)
証券市場の構造改革	個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築すべく、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へと金融のあり方を切り替え、個人投資家が主役の証券市場を構築する。

	具体的政策の内容	関係府省
9月末までに措置	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>市場インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社の営業姿勢を転換させるため、株式投信の乗換勧誘行為の改善(新たな説明義務の付与)に向け、内閣府令案のパブリックコメントを開始するとともに、証券会社の行為規制違反も公表する。</li> <li>市場監視の強化の観点から、金融機関のコングロマリット化等に対応するため、検査局と証券取引等監視委員会との合同検査を実施する。</li> <li>ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上のため、内閣府令を改正し、目論見書の電子交付を促進する。</li> <li>相場操縦防止等のため、金庫株解禁に伴う自己株式取得に際し、内閣府令で認められる取引態様を類型化する。</li> <li>個人投資家の利便向上等のため、株式の投資単位引下げの検討を取引所等に要請する。</li> <li>発行企業の株主重視の経営姿勢を確立するため、ROE等の決算短信等上での目標設定や、四半期短信等による情報開示の促進等の検討を取引所等に要請する。</li> <li>違反行為に対する執行力を強化するため、証券取引等監視委員会等の体制強化・機能充実を図る。</li> </ul> <p>投資家教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資家教育推進のため、学校教育支援事業サイト(仮称)の新設等、金融庁のホームページを充実する。</li> </ul> <p>(銀行等の株式保有制限及び株式取得機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月29日に銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)に関するスキームを金融庁より公表。</li> </ul>	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
臨時国会で措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)設置のため、法案を提出する。</li> <li>証券税制について、早急に対応する。</li> </ul>	<p>金融庁</p> <p>総務省 財務省</p>
10月以降に措置( を除く)		
(1)14年3月までに措置		
通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>市場インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場監視・取締体制の充実のため、証券取引等監視委員会等について所要の体制・機能強化を図る。</li> </ul> <p>(銀行等株式保有制限及び株式取得機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等保有株式取得機構(仮称)の円滑な資金調達のため、民間金融機関からの借入れ等に政府保証を付することとする。</li> </ul>	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
(B)法改正	<p>(証券市場の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレス化・決済期間短縮化のため、社債、国債等の証券決済システムについて、振替制度を創設するため所要の法案を遅くとも次期通常国会に提出する。</li> </ul>	<p>金融庁 法務省 財務省</p>
その他で措置	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>魅力ある投資信託の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人投資家の利便向上のため、上場投資信託(ETF)の銀行での取扱の実施のため所要の措置を講ずる。</li> <li>個人投資家の利便性及び販売手数料引下げの観点から重要事項の分かりやすさに配慮しつつ、投資信託の目論見書の記載内容等を見直す。</li> </ul>	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
(2)14年度中に措置	市場インフラの整備	

	・ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上を図るため、インターネット等による電子開示(EDINET)システムを一層充実させることとしており、そのための法令改正を平成14年6月1日までに進行。	金融庁
(3)15年度以降に措置	(銀行等株式保有制限及び株式取得機構) ・機構の存続期間は、設立後10年までとし、買取期間経過後買取株式を全額売却した際には解散する。	金融庁
備 考		